

国家戦略特区における追加の規制改革事項について(抜粋)

○第 20 回特区諮問会議(平成 28 年3月2日)決定

**3. 農業の競争力強化等、先進的な地方創生モデルの構築**

**(3) 「道の駅」の設置主体の民間への拡大**

- ・ 「道の駅」について、良質なサービスの提供とこれによる地域の活性化を一層推進するため、市町村と民間事業者との協定の締結を前提に、これまで市町村や公的主体(都道府県、公益法人等)に限られていた設置主体について、民間への拡大を進めるための検討を行い、早期に所要の措置を講ずる。

○第 25 回特区諮問会議(平成 28 年 11 月9日)決定

**○ 先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置**

- ・ 人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するため、現在、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を、直ちに行う。